

令和2年10月

城南衛生管理組合議会議定例会

会 議 録

第 1 号

(10月12日)

令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会議録

令和2年10月12日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
原田周一	議員
馬場哉	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事

川 島 修 啓	施設部理事
福 西 博	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
花 畑 久仁浩	業務課長
池 本 篤 史	施設課長
川 戸 辰 也	クリーン21長谷山所長
長 野 満佐志	クリーンパーク折居所長
山 内 皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親 見 善 人	グリーンヒル三郷山所長
小 川 均	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

別 所 尚 紀	議会事務局長
山 田 麻衣子	議会事務局書記

4 議事日程

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5 議案第7号	令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定 について
日程第 6 議案第8号	専決処分承認を求めるについて
日程第 7	休会について

5 会議に付議した事件

日程第1～日程第7

午前10時00分 開会

○松峯 茂議長 おはようございます。

本日の会議は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応としてレイアウトを変更し、新たに質問席を設置しております。議員各位からの質疑については、全てこの質問席から行っていただきますようお願いいたします。

また、本日の議題にもございますが、本年5月に行なわれました井手町議会選出議員の改選によりまして、新たに岡田久雄議員ならびに丸山久志議員が城南衛生管理組合議会議員に選出され仮議席を指定しておりますので、御報告をいたしますとともに、御紹介申し上げます。

岡田久雄議員です。

○岡田久雄議員 岡田です。よろしくお願いいたします。

○松峯 茂議長 丸山久志議員です。

○丸山久志議員 丸山でございます。よろしくお願いいたします。

○松峯 茂議長 どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員数は、22人全員であります。既に定足数に達しておりますので、10月定例会は成立をいたしました。これより、令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定について

○松峯 茂議長 日程第1、議席の指定を行います。

本年5月の井手町議会選出議員の改選により新たに選出されました議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により、議長において、議席番号7番に岡田久雄議員、議席番号8番に丸山久志議員をそれぞれ指定いたします。

日程第2 諸報告について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、諸報告を行います。

井手町議会選出議員の交代に伴う報告でございます。今回、新たに、城南衛生管理組合議会議員に選出されました、岡田久雄議員並びに丸山久志議員の所属委員会につきましては、議会委員会条例第4条第1項ただし書の規定により、岡田久雄議員は議会運営委員会委員及び総務常任委員会委員に、丸山久志議員は廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会委員に、令和2年5月1日付にて選任しましたので、議会委員会条例第4条第3項の規定により御報告いたします。

なお、現在、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、諸報告の後、暫時休憩をし、休憩中に廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開催し、委員長の選出を行っていただきたいと思っております。

次に、城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果7件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、御覧おきを願いたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時08分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会において委員長を互選の

結果、委員長には丸山久志議員が選任されましたので、御報告いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名について

○松峯 茂議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により議長において、岡田久雄議員、今川美也議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について

○松峯 茂議長 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11月30日までの50日間といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は50日間と決定いたしました。

日程第5 議案第7号 令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○松峯 茂議長 次に、日程第5、議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） おはようございます。

本日ここに、令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、御参集賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言は解除されましたが、いまだ収束は見通せず、依然として予断を許さない状況が続いております。しかし、このような状況におきましても、当組合は、エッセンシャルワーカーとして一日も欠かすことのできない廃棄物処理事業を日々遂行し、管内住民の生活環境の保全と向上の使命を確実に果たす責務がございます。このため、健康管理の徹底や新しい生活様式の徹底など、感染防止及び感染拡大防止対策について総合的に取り組んでいるところでございます。

また、先般御報告させていただきましたとおり、毎年10月に開催しております「環境まつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といた

しました。しかし、環境まつりの代わりとしまして、10月の3R推進月間に、ウェブや広報紙を活用した、ごみ処理の現場やごみの減量、分別の大切さについて知識を深めていただける「3R推進月間イベント」を開催しているところであります。

それでは、ただ今議題となりました議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます令和元年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類として提出いたすものでございます。なお、参考資料として、令和元年度の決算額を基礎としました統一的な基準による財務書類を作成いたしておりますので、御高覧のほど、お願い申し上げます。

それでは、計数の詳細につきましては、後ほど会計管理者から説明をいたしますので、よろしく御審議をいただきまして、御認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○松峯 茂議長 次に、決算の計数について説明を求めます。

福西会計管理者。

○福西 博会計管理者（登壇） おはようございます。

それでは、私から、議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算について、計数的な御説明を申し上げます。

最初に、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概要を説明させていただき、次に、その詳細を記載しております附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、順に説明させていただきます。

初めに、歳入決算でございますが、決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

歳入の総額につきましては、2ページの表下段に記載しております収入済額の合計45億9,493万7,373円、不納欠損額の合計11万8,410円、収入未済額の合計70万9,707円で、1ページの表下段、予算現額の合計45億7,531万円に対し、2ページの表下段右側に記載しております予算現額と収入済額との比較で1,962万7,373円の増額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

歳出の総額につきましては、4ページの表下段左側に記載しております支出済額の合計45億1,508万2,919円、不用額の合計6,022万7,081円となり、3ページ表下段、予算現額の合計45億7,531万円に対し、4ページの表下段右側に記載しております予算現額と支出済額との比較で6,022万7,081円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページの表欄外下段に記載しております7,985万4,454円となっております。

以上が令和元年度の決算書の概要でございます。

続きまして、決算書の詳細につきまして、次の5ページからの事項別明細書に沿って御説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。5ページ、6ページを御覧ください。

表の上段に記載しております、款1、分担金及び負担金でございます。分担金及び負担金は、構成市町からいただいているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額30億6,736万3,000円、調定額30億6,736万3,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、表の中段に記載しております、款2、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億6,902万8,000円、調定額4億7,211万6,672円に対し、収入済額は4億7,128万8,555円となっております。なお、主な収入につきましては、同じページの表下段に記載しております衛生手数料の収入済額4億7,011万7,052円でございます。また、この中には、6ページの備考欄に記載しております、し尿処理手数料の還付未済額1万4,000円が含まれております。

次に、同じページ表下段に記載しております、款3、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、折居清掃工場の更新事業に係る財源としまして、予算現額1億7,104万9,000円、調定額1億7,104万9,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じのページ表下段に記載しております、款4、府支出金でございます。府支出金は、京都地域連携交付金で、リサイクル作業用重機共同購入事業に係る財源(エコ・ポート長谷山重機2台の更新の財源)としまして、予算現額0円、調定額69万4,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

続きまして、7ページ、8ページを御覧ください。

表の上段に記載しております、款5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額7,931万5,000円、調定額8,619万0,091円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。なお、主な収入につきましては、物品売払収入の収入済額8,601万4,095円でございます。物品売払収入は、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、同じページの表中段に記載しております、款6、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額7,940万3,000円、調定額7,940万3,349円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表下段に記載しております、款7、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額2億8,185万2,000円、調定額2億9,164万9,378円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。なお、主な収入につきましては、表の下段に記載しております発電収入の収入済額2億7,938万1,134円、雑入の収入済額1,217万6,598円でございます。発電収入は、8ページの備考欄下段に記載しておりますクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の余剰電力売却収入であり、また、雑入の明細につきましては、次の10ページの備考欄上段に

記載しておりますので、御参照ください。

次に、9ページ、10ページを御覧ください。

歳入の最後でございますが、表上段に記載しております、款8、組合債でございます。組合債は、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業債及び折居清掃工場更新事業債であり、予算現額4億2,730万円、調定額4億2,730万円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

以上が歳入決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。11ページ、12ページを御覧ください。

表の上段に記載しております、款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額385万1,000円に対し、支出済額は366万5,795円であり、不用額は18万5,205円となっております。

次に、同じページ表中段に記載しております、款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額4億4,231万9,000円に対し、支出済額は4億3,396万1,403円であり、不用額は835万7,597円となっております。なお、主な不用額としまして、一般管理費の不用額778万7,242円でございます。

次に、ページが飛びまして、15ページ、16ページを御覧ください。

表の下段に記載しております、款3、衛生費でございます。衛生費は、工場並びに各施設関係の経費が中心となっており、予算現額36億2,576万8,000円に対し、支出済額は35億7,803万9,037円であり、不用額は4,772万8,963円となっております。なお、主な不用額としまして、同じページの表下段に記載しております清掃総務費の不用額530万6,206円、次に、17ページ、18ページの表下段に記載しております、し尿処理費の不用額387万4,775円、次に、19ページ、20ページの表中段に記載しております、ごみ焼却費の不用額2,510万6,338円、次に、21ページ、22ページの表上段に記載しておりますリサイクル費の不用額477万7,358円、同じページの表下段に記載しております、ごみ破碎費の不用額272万5,147円、次に、23ページ、24ページの表中段に記載しております、ごみ埋立費の不用額367万9,312円、同じページの表下段に記載しております新折居清掃工場建設事業費の不用額143万2,555円、以上が主な不用額でございます。

次に、25ページ、26ページを御覧ください。

表の上段に記載しております、款4、公債費でございます。公債費は借入金の返済でございます。予算現額4億9,956万6,000円に対し、支出済額は4億9,941万6,684円であり、不用額は14万9,316円となっております。

最後に、同じページの表中段に記載しております、款5、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程において、その一部を充用し、支出しております。

その支出額の合計は、25ページの表中段に記載しております予備費支出及び流用増減の欄の119万4,000円の減額であり、これより賠償金へ充用いたしました。

明細につきましては26ページの備考欄に記載しておりますので、御参照ください。

以上が歳出決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。次の27ページを御覧ください。

歳入総額45億9,493万7,373円に対して、歳出総額は45億1,508万2,919円となっており、歳入歳出差引額は7,985万4,454円でございます。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,985万4,454円となっております。

以上が実質収支に関する調書についての説明でございます。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

次の28ページを御覧ください。

公有財産のうち、土地につきましては、表の左側下段に記載しております土地の決算年度末現在高の合計は18万3,199.86㎡となっており、決算年度中の増減はございません。また、建物につきましては、同じ表の右側に記載しております下から2つ目の2段書きのクリーンパーク折居と旧折居清掃工場の欄を御覧ください。建物の現在高は、決算年度中に記載しておりますとおり、2段書きの上の部分のクリーンパーク折居で駐車場等の建設が完了したことにより、490.36㎡増加し、かつ2段書きの下の部分で同敷地内での旧折居清掃工場の解体が完了したことに伴い建物がなくなりましたので、1万119.72㎡減少しました。このことから、表の右側下段に記載しております前年度末現在高の合計5万1,488.75㎡から決算年度中に9,629.36㎡が減少し、建物の決算年度末現在高の合計は4万1,859.39㎡となっております。

次に、物品につきまして御説明申し上げます。次の29ページ、30ページを御覧ください。

30ページの表下段の合計欄に記載しております決算年度中に6物品が増加し、6物品が減少しました。これにより、決算年度末現在高の合計は前年度末と変わらず、119物品となっております。

最後に、基金につきまして御説明申し上げます。次の31ページを御覧ください。

最初に、上段の表、財政調整基金では、一般会計からの積立金並びに運用益で3,978万2,567円増加し、決算年度末の現在高は3億821万2,188円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、前年度末の現在高2億9,673万777円に対し、市町分担金からの積立並びに運用益で3,009万5,429円増加し、決算年度末の現在高は3億2,682万6,206円となっております。

以上で令和元年度決算について、計数的な説明をさせていただきました。何とぞよろしく御願い申し上げます。

○松峯 茂議長 この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川代表監査委員、よろしく御願います。

○小川 均代表監査委員（登壇） 皆さん、改めましておはようございます。

監査委員をさせていただいております小川でございます。どうかよろしくお願いたします。

本年度はコロナ禍の中での決算審査でございましたけれども、ここに出席していただいております職員の御理解と協力の下で無事終了することができました。前もって報告させていただきたいと思っております。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果の概要を報告させていただきます。

決算の審査は去る9月9日に、ここに出席していただいております相原監査委員と共に本組合事務局において実施いたしました。

審査の対象は令和元年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が法令の規定に準拠して作成されているかを確認し、決算計数については、歳入簿、歳出簿及び証拠書類、その他関係諸帳簿並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数についてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額45億7,531万円に対する決算額は、歳入が45億9,493万7,373円、歳出が45億1,508万2,919円であります。歳入歳出差引残額は7,985万4,454円となっております。

決算を前年度と比較いたしますと、歳入は1億2,868万8,066円、前年度比較は2.88%でございます。歳出についても1億2,823万6,961円、これも前年対比といたしますと2.92%と、ともに増額となっております。

細目の数値、比率等については、お手元に配付されております審査意見書を清覧いただきたいと存じます。

また、令和元年度決算の参考資料として、今年度も財務書類が作成されており、行政サービスに要した費用や、それに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにいたしたいと思っております。これに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 御異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、亀田優子議員、清水章好議員、原田周一議員、丸山久志議員、太田健司議員、谷直樹議員、林吉一議員、今川美也議員、木本裕章議員、坂本優子議員、長野恵津子議員、以上の11人を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には八幡市選出委員、清水章好議員が、副委員長には井手町選出委員、丸山久志議員がそれぞれ選出されましたので、御報告申し上げます。

日程第6 議案第8号 専決処分の承認を求めるについて

○松峯 茂議長 次に、日程第6、議案第8号、専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました、議案第8号、専決処分の承認を求めるについての提案理由について御説明を申し上げます。

まずは、議案書3枚目の事故概要報告を御覧願います。

本案は、今年8月19日の午後2時30分頃、リサイクルセンター長谷山で発生いたしました事故でございます。

本組合職員が、粗大・不燃ごみクレーンを操作し、ごみの移送・投入作業をしていた際に、城陽市委託車両のダンプ式パッカー車が入ってきたため、クレーンバケットを閉め操作停止しました。その後、車両がごみを搬出するため荷箱をダンプアップしたところ、クレーンバケットと車両後部にある緊急停止スイッチが接触し、当該装置が破損したものでございます。事故の原因につきましては、安全を確保するためのごみクレーンの高さが不十分であったことによるものであります。

なお、損害賠償の額は、当該車両の修理に要した費用10万4,610円でございます。この損害賠償金につきましては、その全額が保険金で措置される予定となっております。

この物損事故につきましては、速やかに損害賠償を行う必要があったため、専決処分書のとおり、その額を決定いたしますことにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分のやむなきに至ったものでございます。このため、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

当組合においては、日頃から安心安全な工場運営の徹底に努めている中、このような事故が発生したことにつきまして、改めてお詫び申し上げる次第であります。今般の事故を受けまして、安全衛生委員会や安全対策会議において原因を確認し、その対策について協議するとともに、改めて安心安全な工場運営について指導と教育の徹底を行ったところであります。

よろしく御理解を賜りまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。よろしいですか。討論はございませんか。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号を承認するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

日程第7 休会について

○松峯 茂議長 次に、日程第7、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月13日から11月29日までの48日間を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 御異議なしと認めます。よって、10月13日から11月29日までの48日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは11月6日午後5時までとなっておりますので、御承知おき願いたいと思います。

次回は、11月30日午前10時から会議を開きます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 松 峯 茂

副議長 小北 幸博

議 員 岡田 久雄

議 員 今川 美也

第2号

(11月30日)

令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和2年11月30日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
福田佐世子	議員
小北幸博	議員
清水章好	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
相原佳代子	議員
太田健司	議員
谷直樹	議員
若山憲子	議員
岩田芳一	議員
林吉一	議員
今川美也	議員
大河直幸	議員
木本裕章	議員
坂本優子	議員
佐々木真由美	議員
関谷智子	議員
長野恵津子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
福西博	会計管理者
橋本哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
川戸辰也	クリーン21長谷山所長
長野満佐志	クリーンパーク折居所長
山内皇太郎	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長

3 職務のため議場に出席した職員

別所尚紀	議会事務局長
山田麻衣子	議会事務局書記

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	議会運営委員会委員の補充選任について
日程第 4	常任委員会委員の補充選任について
日程第 5 議案第 7 号	令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 議案第 9 号	城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 7 議案第 10 号	城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
日程第 8 議案第 11 号	令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 9

午前 10 時 00 分開議

○松峯 茂議長 おはようございます。

本日の議題にもございますが、11月16日に開催されました宇治田原町議会臨時会において、宇佐美まり議員、原田周一議員が城南衛生管理組合議会議員に選出され、仮議席を指定いたしておりますのでご報告いたしますとともに、ご紹介を申し上げます。宇佐美まり議員でございます。

○宇佐美まり議員 改めまして、おはようございます。

いろいろと勉強させていただきたいと思います。一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。失礼します。(拍手)

○松峯 茂議長 原田周一議員でございます。

○原田周一議員 宇治田原の原田でございます。

環境問題についてもっと勉強せえということで、また引き続きお世話になりますけど、よろしく願いいたします。(拍手)

○松峯 茂議長 どうぞよろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は、22人全員であります。

既に定足数に達しておりますので、これより、令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 諸報告について

○松峯 茂議長 日程第1、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第2 議席の指定について

○松峯 茂議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。今回新たに選出されました宇治田原町議会選出議員の議席でございますが、会議規則第3条第2項及び同条第4項の規定により、議長において、議席番号5番に宇佐美まり議員、議席番号6番に原田周一議員をそれぞれ指定いたします。

日程第3 議会運営委員会委員の補充選任について

○松峯 茂議長 次に、日程第3、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う議会運営委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員の補充選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、宇佐美まり議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました宇佐美まり議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第4 常任委員会委員の補充選任について

○松峯 茂議長 次に、日程第4、常任委員会委員の補充選任についてを議題といたします。今回の宇治田原町議会選出議員の改選に伴う総務常任委員及び廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において、原田周一議員を総務常任委員に、宇佐美まり議員を廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員に指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました両議員を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、現在、総務常任委員会の委員長が欠員となっておりますので、この際、暫時休憩をしていただき、総務常任委員会を開催し、委員長の選任を行っていただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時09分 再開

○松峯 茂議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました総務常任委員会において委員長を互選の結果、委員長には原田周一議員が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第5 議案第7号 令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について

○松峯 茂議長 次に、日程第5、議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、清水章好議員。

○清水章好議員（登壇） ただ今議題となりました議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査についての、決算特別委員会における審査過程並びに

結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月12日の本会議において設置をされ、議案第7号、令和元年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。

同日に開催をされました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、清水が、副委員長には丸山委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月20日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者並びに係務課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って審査の方法について協議を行いました。

その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費については一括して行い、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますので、ご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。議案第7号についての討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして、議案第7号を原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう切に希望するものであります。

当日は、委員各位におかれましては、終始ご熱心なご審査をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます。

あわせて、丸山副委員長さんのご協力によりまして委員会が滞りなく運営できましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○松峯 茂議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号は、委員長の報告どおり原案のと

おり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

日程第6 議案第9号 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第6、議案第9号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただ今議題となりました議案第9号、城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第9号の参考資料をご覧ください。

本案は、当組合職員の給与について、令和2年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告の内容に準じて改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、2の改正の内容に記載のとおり、期末手当について支給月数を年間0.05月分引き下げることとし、令和2年度については12月期の支給月数を1.25月に引き下げるものでございます。また、令和3年度以降につきましては、6月期と12月期の期末手当に均等配分し、それぞれ1.275月といたすものでございます。裏面には、参考としましてこれまでの給与適正化の取組につきまして、平成16年度以降の経過をまとめております。

なお、今回の改正につきましては職員団体との交渉を重ね、合意した内容となっているものでございます。

よろしくご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。議案第9号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○松峯 茂議長 次に、日程第7、議案第10号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第10号、城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

議案第10号の参考資料をご覧ください。

本案は、専任副管理者の給与について、一般職員の給与改定に準じて改正を行うものでございます。改正内容につきましては期末手当の支給月数を年間0.05月分引き下げることとし、令和2年度については、12月期の支給月数を1.65月に引き下げ、令和3年度以降につきましては6月期と12月期に均等配分し、それぞれ1.675月とするものでございます。裏面には参考としまして近年の給与改定等の状況をまとめております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。議案第10号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)

○松峯 茂議長 次に、日程第8、議案第11号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第11号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第214条の規定により、翌年度以降、将来にわたって必要となる事業の契約を行うため、3件の債務負担行為の追加をいたすものでございます。

1つ目はお手元の議案第11号、参考資料1ページ目のとおり、ごみ中継施設更新工事契約に伴います限度額2億2,500万円の債務負担行為の設定でございます。ごみ中継施設につきまして、稼働後40年が経過し、施設整備の経年劣化による老朽化が進行しておりますため、現行の可燃ごみ中継設備に加え、不燃ごみ及びプラスチック製容器包装を中継するための設備を追加した上で、更新工事を実施いたすものでございます。なお、本議案をご可決いただければ、明日12月1日にごみ中継施設更新工事に係る一般競争入札の公募の公告を行う予定としております。

2つ目は、ごみ中継施設更新工事の施工監理業務委託契約に伴います、限度額3,800万円の債務負担行為の設定でございます。ごみ中継施設更新工事において、工事の適正かつ円滑な推進を図るため、工事受注者に対して設計及び施工面の技術的な管理を行う業務でございます。

裏面をご覧ください。3つ目は大阪湾広域廃棄物処理場搬入一般廃棄物運搬業務につきまして、今年度で契約期間が満了いたしますため、新たな契約を行う必要がありますことから、限度額1億5,000万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○松峯 茂議長 これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 これにて討論を終結いたします。
これより議案第11号を採決いたします。議案第11号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松峯 茂議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中継続調査の申し出について

○松峯 茂議長 次に、日程第9、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松峯 茂議長 ご異議なしと認めます。
よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。
なお、管理者から発言の申し出がありますので、お受けいたしたいと思っております。
山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) 令和2年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当

たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきましては、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、本日追加提出いたしました組合職員の給与に関する条例の一部改正など、5議案につきましてご可決等を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、既に皆様ご存じのことと存じますが、私、来る12月18日の任期をもちまして、宇治市長の職、そして本組合管理者の職を退任いたすことといたしました。組合議会の場で皆様とお会いできますのは、本日が最後となりますことから、この場をおかりいたしましてこれまでのお礼を申し上げたいと存じます。

前任の久保田管理者から引き継ぎをさせていただきました平成24年12月の就任以来、2期8年の期間にわたるわけですが、そのスタートの時期、組合管理者として経営責任を痛感させられる事案が続きました。

平成25年5月には折居清掃工場における基準を超える排ガス発生等の事案、同年9月には奥山埋立処分地の排水処理に関する事案、平成26年6月には、基準値を超過したばいじん処理物の大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出事案と、立て続けに不適切な事案が発生いたしました。

一連の事案につきましては、組織全体として危機管理意識とコンプライアンスの欠如が原因でありましたことから、平成26年度には管理者直轄組織として安全推進室を設置するなど、コンプライアンス推進体制の構築、環境法令等遵守の徹底に向けた職員の教育・指導など、組織体制の強化、職員の意識改革に取り組みました。また、現場に密着した人材育成体制として、人材育成担当部署を設置し、継続した技術継承、人材育成による組織の総合力強化に努め、信頼回復を図る中で、将来の組合運営の基盤づくりを進めてまいりました。こうした取組の結果、最近では組合職員の表情が随分明るくなってきたと聞いているところでございます。

一方、廃棄物処理施設の整備については、平成27年には、これまでの粗大ごみ処理施設に加え、プラスチック製容器包装資源化施設を併設したリサイクルセンター長谷山が稼働しました。平成30年には高効率な廃棄物発電設備を有するなど、地球環境に配慮した最新鋭のごみ処理施設として、クリーンパーク折居が稼働しました。また、下水道進捗に伴い搬入量が減少しているし尿処理について、適正かつ効率的な処理体制構築のため、下水道排水を開始するなど、環境への負荷を極力減らし、循環型社会の構築、地球環境保全などと、さらなる3Rの推進に努めたところです。また、地球温暖化対策実行計画の推進や、組合独自の環境マネジメントシステムの運用、クリーンパーク折居の長期包括運営委託をはじめ、処理体制、組織の統廃合、給与の適正化、行財政改革等の取組も順次進めてまいりました。こうしたことにより、微力ながらも組合の基本指名でございます安心安全な施設運営という責務を果たすことができたものと考えております。これもひとえに議員各位をはじめ、副管理者並びに職員、関係者の皆様のご理解、ご協力によるものであり、心からの感謝を申し上げたいと思います。

城南衛生管理組合は今後、これまで以上に構成市町と連携・協同して、管内住民の生活環境のさらなる向上を目指し、処理施設の適正な運営とごみ中継施設更新、本庁移転及びクリーン21長谷山の老朽化対策をはじめとした必要な施設整備事業を進める必要があります。皆様の引き続きましてのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、当組合のさらなる発展と、皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げまして、閉会と退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。
今まで大変お世話になり、誠にありがとうございました。(拍手)

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 松峯 茂

副議長 小北 幸博

議員 岡田 久雄

議員 今川 美也

議案第8号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、物損事故に係る損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年10月12日提出

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

専決処分書

物損事故に係る損害賠償額の決定について

去る令和2年8月19日にリサイクルセンター長谷山内で発生した物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年9月24日

城南衛生管理組合

管理者 山本 正

記

- 1 損害賠償の額 104,610円
- 2 損害賠償の相手方
住所 京都府城陽市富野南清水8-123
氏名 有限会社 岸本商店
代表取締役 岸本 和也

提案理由

令和2年8月19日に発生した物損事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるため提案するものであります。

議案第9号

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例（案）

第 1 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例（昭
和 3 7 年城南衛生管理組合条例第 1 4 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 7 条 第 2 項 及び 第 3 項 中 「 1 0 0 分 の 1 3 0 」
を 「 1 0 0 分 の 1 2 5 」 に 改 め る 。

第 2 条 城南衛生管理組合職員の給与に関する条例の一
部を次のように改正する。

第 1 7 条 第 2 項 及び 第 3 項 中 「 1 0 0 分 の 1 2 5 」
を 「 1 0 0 分 の 1 2 7 . 5 」 に 改 め る 。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条
の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じ、本組合
職員の給与の改定を行うため、本案を提案するものであ
ります。

議案第10号

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和2年11月30日提出

城南衛生管理組合
管理者 山本 正

城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例（昭和48年城南衛生管理組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 城南衛生管理組合専任副管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

一般職員の給与改定に準じ、期末手当支給月数について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。